予防接種健康被害救済制度

【よくある質問】

Q1　医療機関に支払った医療費の領収書と院外処方で薬局に支払った領収書がある場合は、それぞれに「受診証明書」が必要ですか。

A1　それぞれの「受診証明書」が必要です。ただし、薬局の分については、医療を受けた日数の記載は必要ありません。

Q2　受診証明書や診療録(カルテ)等を発行するための手数料が救済制度の給付対象外であるため、申請する医療費の合計より手数料の合計の方が高くなる場合、医療費の申請を一部の医療機関分のみとすることは可能ですか。

A2　可能です。ただし、市の調査委員会や国の審査会において、請求しないとされる医療機関分の診療録(カルテ)等が必要と考えられる場合には、追加で提出いただくことがあります。

Q3　市の調査委員会や国の審査会において、過去の受診歴についての診療録(カルテ)等の提出を求められた場合、手数料は救済制度の給付対象となりますか。

A3　診療録(カルテ)等の資料を発行するための手数料が救済制度の給付対象外であるため、自己負担となります。

Q4　複数の医療機関を受診した場合、まず１か所分の医療費の申請を行い、この申請が認定された後に他の医療機関分の医療費を申請することは可能ですか。

A4　認定された疾病名と期間の範囲内であれば、後日請求することは可能です。

Q5　後日請求する場合、受診証明書は必要ですか。

A5　受診証明書を提出する必要があります。

Q6　受診証明書や診療録(カルテ)等の文書を発行するための手数料はどのくらいかかりますか。

A6　医療機関等に直接お問い合わせください。